療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示について（概要）

令和８年３月５日
厚生労働省

１．制度の概要

○　保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。)及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号。以下「療担基準」という。）に基づき、厚生労働大臣が定めるものについて規定している。

２．改正の内容

○　令和８年度診療報酬改定に伴い、掲示事項等告示を、以下のとおり改正する。

①　療担規則第 19 条第１項本文及び療担基準第 19 条第１項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品を追加する。

②　別表第１から別表第４までに掲げる医薬品を改める。

③　療担規則第 21 条第９号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合を追加する。

３．根拠条文

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 19 条第１項本文及び第 21 条第９号ただし書並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）第 19 条第１項本文

４．施行日等

公布日：令和８年３月５日（木）

施行日：①及び②　令和８年４月１日（水）
　　③　　令和８年６月１日（月）